

I 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市の将来像の実現に向け、まちづくりの目標を示し、土地利用等の個別の都市計画の大きな方針を明らかにするものです。

多賀城市都市計画マスタープランは、多賀城市（以下「本市」とします。）の都市づくりの将来像、将来都市構造とその実現に向けた土地利用や都市施設の基本方針及び地域におけるまちづくりの方向性や方針を定めたものです。

2. 改定の背景

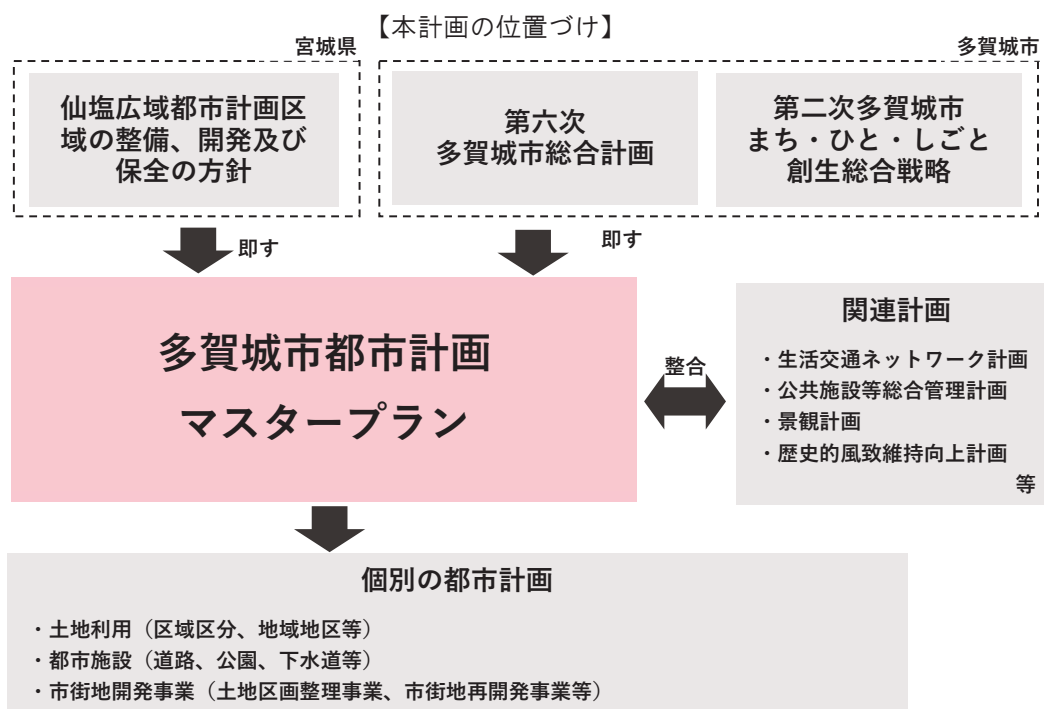
本市では、平成 25 年（2013 年）に「多賀城市都市計画マスタープラン」を策定し、「安全、便利、活力、美しさのある都市」を理念としてまちづくりに取り組んできました。その後、復旧・復興事業の完了、少子高齢化の進行等、本市のまちづくりを取り巻く状況は変化してきています。

さらに、令和 3 年（2021 年）に「第六次多賀城市総合計画」を策定し、「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」を将来都市像に掲げまちづくりを進めています。

こうした背景のもと、まちづくりを取り巻く状況や将来都市像の変化に対応するため、「多賀城市都市計画マスタープラン」（以下「本計画」とします。）を改定しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、本市が定める上位計画である「第六次多賀城市総合計画」、「第二次多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び宮城県の定める「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるものです。



4. 計画書の構成

(1) 計画書の全体構成

本計画は、「都市計画マスタープランの概要」、「まちづくりの視点及び現状・課題」、「基本構想」、「分野別方針」、「地域別構想」、「計画の実現に向けて」の6つの章で構成します。

【本計画の構成】



都市計画マスタープランの概要

本計画改定の背景や位置づけ、計画期間について示します。

まちづくりの視点及び現状・課題

本市を取り巻く社会動向からまちづくりの視点を設定し、現状・課題を整理します。

基本構想

本市全体の都市づくりの方向性について示します。

分野別方針

土地利用や道路・交通体系等、分野別の方向性について示します。

地域別構想

地域毎のまちづくりの方向性について示します。

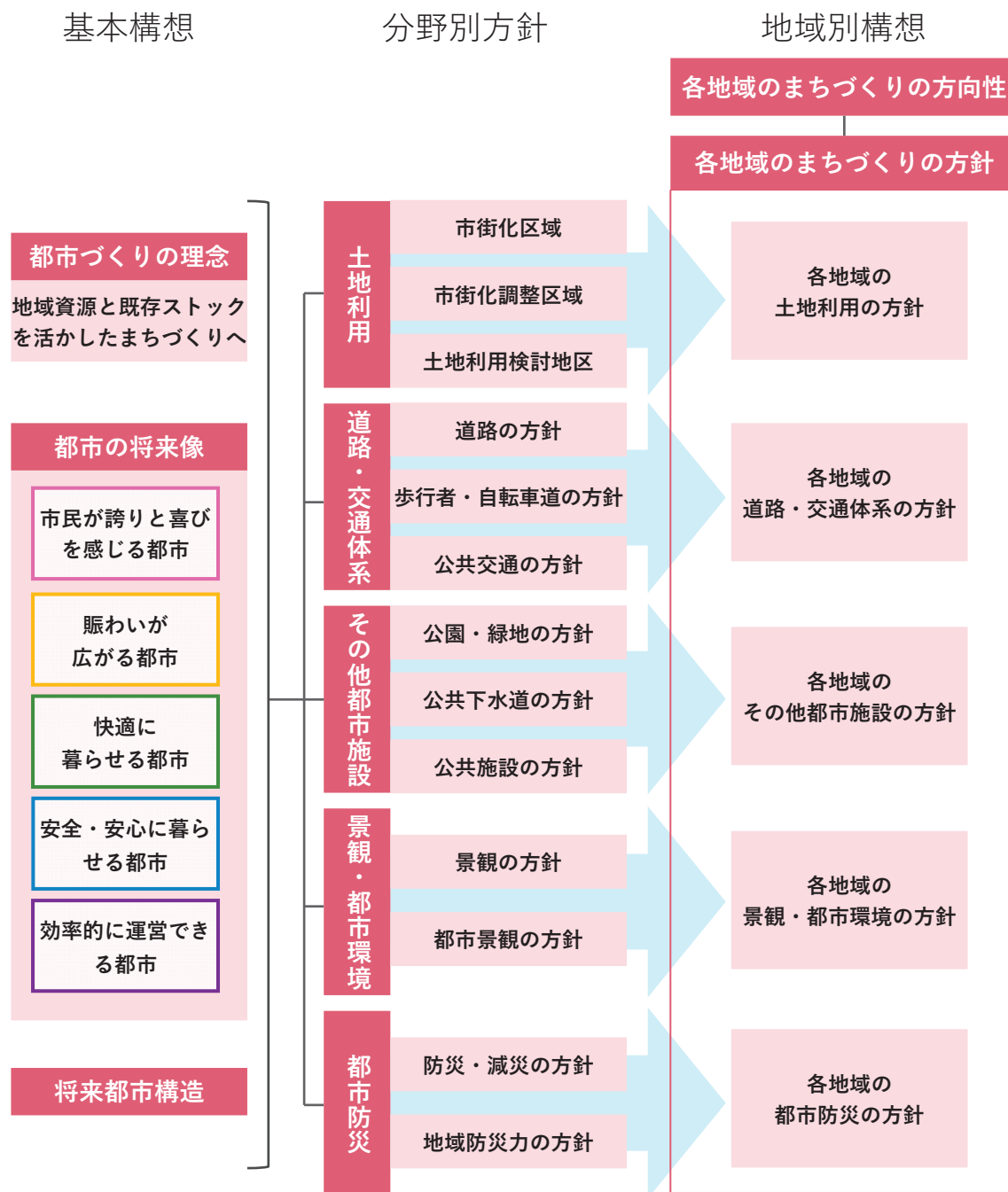
計画の実現に向けて

計画の実現に向けた考え方を示します。

(2) 基本構想、分野別方針から地域別構想への展開

基本構想及び分野別方針は、市全体の方針を示すものですが、地域別構想は、各地域の「まちづくりの方向性」を実現するための「まちづくりの方針」を示しています。まちづくりの方針は、市全体の都市の将来像の実現にも資するものであることから、「分野別方針」と一部内容を共有しながら作成しています。

【基本構想、分野別方針から地域別構想への展開イメージ】



5. 計画期間

本計画は、令和6年（2024年）度を初年度として、20年後の令和26年（2044年）度を見据えた都市の将来像を定めます。

また、具体的な方針や施策については、10年後の令和16年（2034年）度までの内容について設定します。

6. 上位計画

本計画は、上位計画との整合を図るため、「第六次多賀城市総合計画基本構想」及び「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について整理します。

1) 第六次多賀城市総合計画基本構想

将来都市像

日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城

自然、歴史、文化、そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中に、多賀城ならではの心豊かな喜びや幸せが感じられる、そんな暮らしを送ることのできる未来の多賀城を、私たちはみんなで協力し合って創ります。

重要テーマ

「心も暮らしも豊かなみらいをつくるみんなが育つまち」

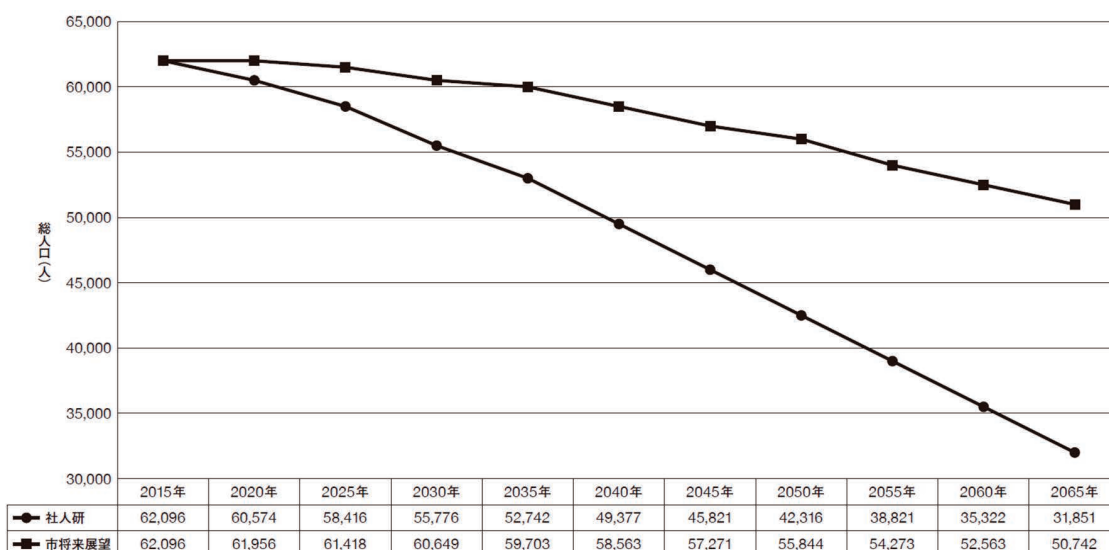
「震災の経験をいかしみんなの力がつながるまち」

「市民の誇りとなる多賀城らしい魅力をたがやすまち」

人口の将来展望

基本構想の目標年度である令和12年（2030年）の人口は、この多賀城市人口ビジョンにおける将来展望に基づき、60,649人と想定します。

【人口の将来展望】



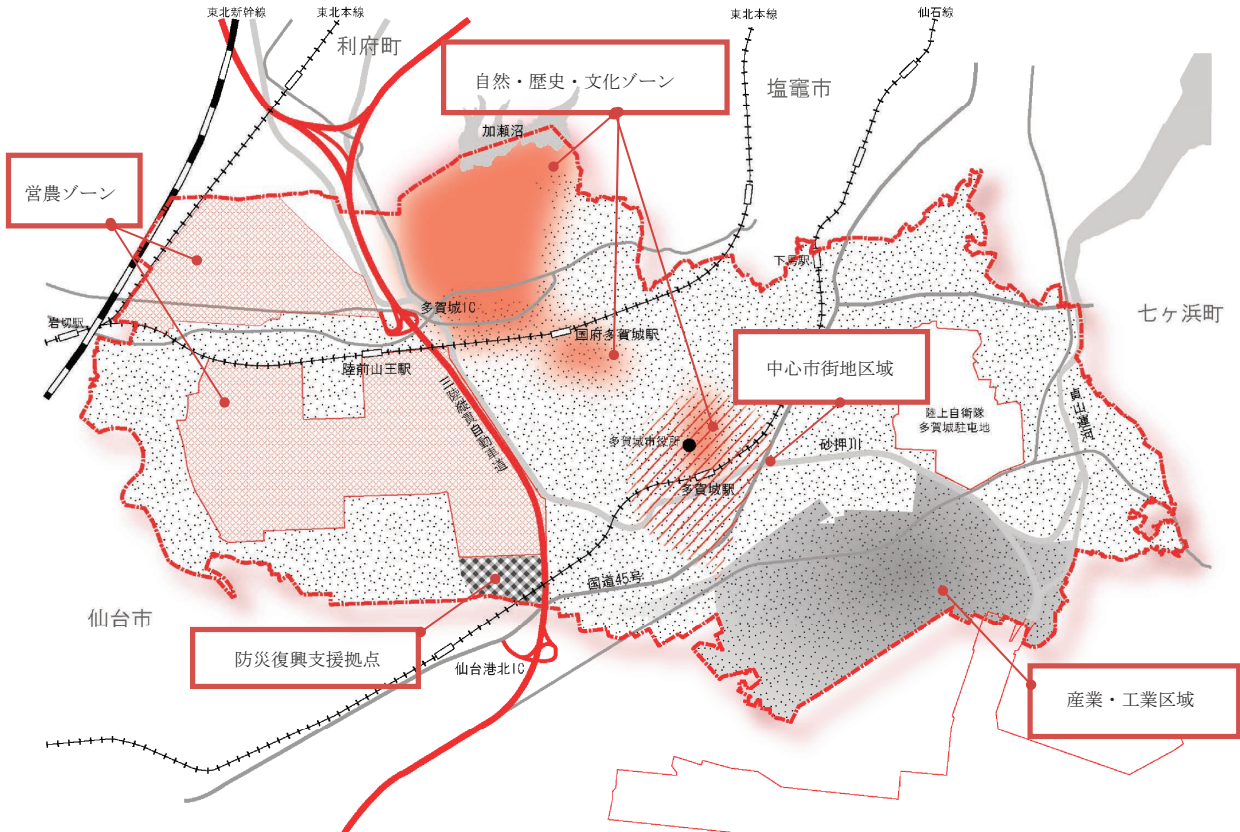
※社人研は、「国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をいいます。







出典：第六次多賀城市総合計画基本構想（令和3年3月）

土地利用のあり方

本市では、将来都市像を実現するため、「自然環境・都市環境の調和」、「持続可能な都市経営の実現」、「地域特性に合った魅力・付加価値の向上」という3つのバランスがとれるような土地利用を目指します。

【ゾーニング】



既成市街地ゾーン 	安全で快適な住環境の確保、未利用地の有効活用等により、都市機能の確保・集約を目指します。
中心市街地 	既成市街地ゾーンの中でも、JR仙石線多賀城駅を中心に広がる区域です。特に文化の力による人々の交わりを基軸に据えながら、都市活力を高めることを目指します。
産業・工業区域 	既成市街地ゾーンの中でも、市民の仕事や雇用の場を確保するとともに企業活動を促進する区域です。環境への配慮や減災技術の活用に着目しつつ、産業活力を高めることを目指します。
防災復興支援拠点 	東日本大震災における甚大な被害を踏まえ、今後の災害に備えて防災・減災と産業復興を支援する拠点です。
営農ゾーン 	優良農地としての保全を図るとともに、野菜、施設園芸などの展開によって高品質な高収益性作物の周年栽培を目指します。
自然・歴史・文化ゾーン 	JR東北本線国府多賀城駅や三陸縦貫自動車道多賀城インターチェンジに隣接する特性を活かして、悠久の歴史と新たな文化の発信ややすらぎと憩いの提供を通して、市民を含めて多くの方が訪れることを目指します。

2) 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、宮城県が広域的な視点から都市計画の目標をはじめ、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を明示したものです。

都市づくりの基本理念

- ① 人口減少・超高齢社会においても都市圏全体として調和の取れたコンパクトなまちづくり
- ② 激甚化・頻発化する災害に備える強靱で防災性の向上が図られるまちづくり
- ③ 「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる富県宮城の実現に資する活力あるまちづくり
- ④ 豊かな自然環境の保全とそれらと調和したまちづくり

将来像

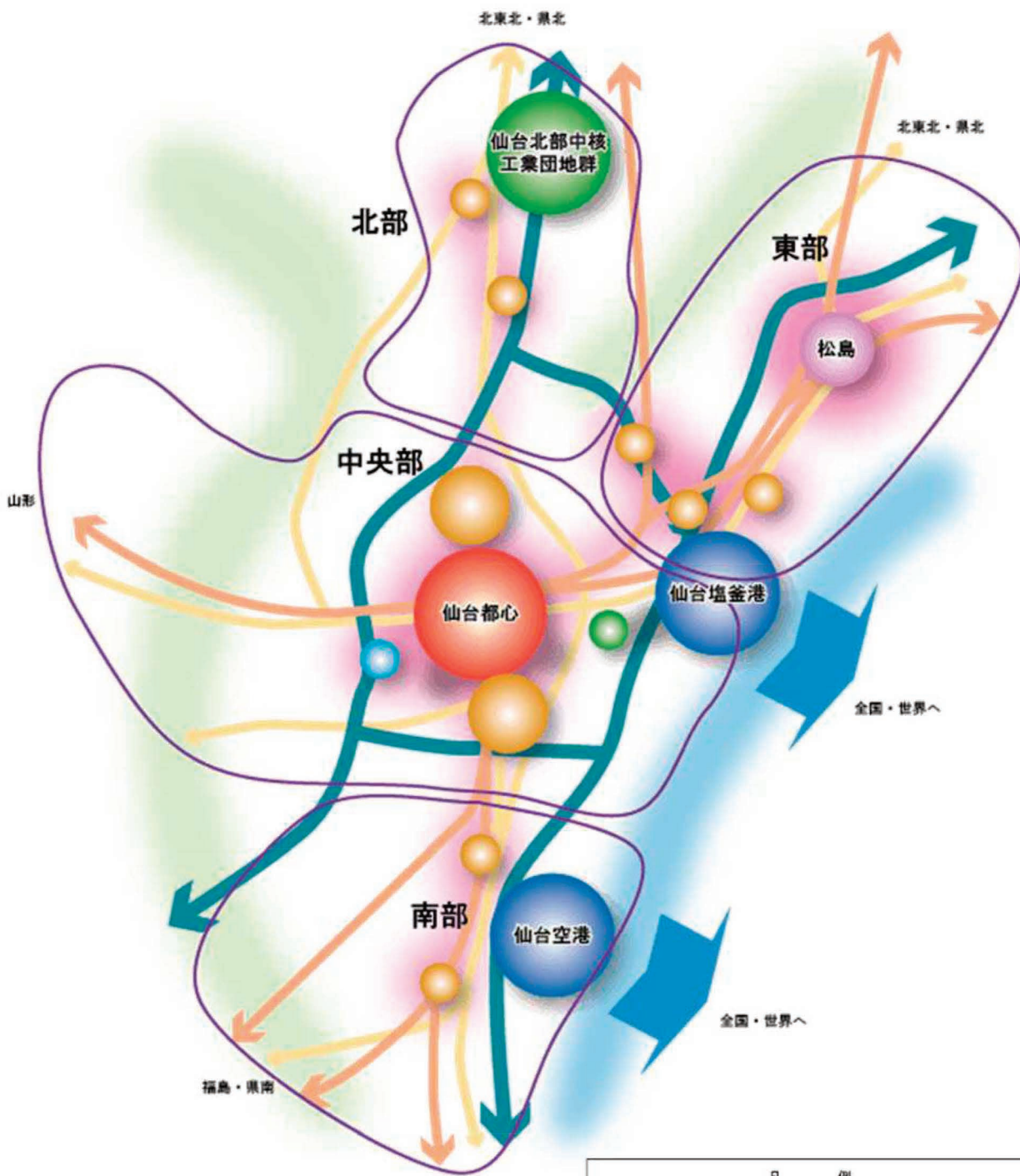
仙塩広域都市計画区域を中央部、北部、東部、南部の4つの地域に区分し、各地域の特性にあわせた地域別の将来像を設定しています。本市は、東部地域に区分され、地域中心核、産業交通拠点に位置づけられています。

【拠点ごとの将来像】

地域中心核：各拠点相互間での連携・補完の強化のもと、歴史や風土を活かした魅力と均衡のとれた多核型都市の形成を目指し、地域の中心地区として総合的な役割を担う地区の形成を図る。

産業交通拠点：産業や消費構造の高度化に伴う多様なニーズに対応した産業基盤等の整備を図り、活力ある産業活動中心地区の形成を図る。

【仙塩広域都市計画区域の将来像】



凡 例			
	都市圏中心核		市街化区域
	地域中心核		山林
	産業交通拠点		太平洋
	産業拠点		鉄道
	国際観光交流拠点		高速道路
	学術研究拠点		国道

出典：仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和6年5月）

I 都市計画マスタープランの概要

II まちづくりの視点及び現状・課題

III 基本構想

IV 分野別方針

V 地域別構想

VI 計画の実現に向けて

参考資料